

豊丘村財務状況把握の結果概要

(診 断 表)

財務省関東財務局
長野財務事務所

平成25年度 豊丘村財務状況把握の結果概要

都道府県名	団体名	財政力指数	0.27	標準財政規模(百万円)	2,521
長野県	豊丘村	H26.1.1人口(人)	6,971	平成25年度職員数(人)	63
		面積(Km ²)	76.85	人口千人当たり職員数(人)	9.0

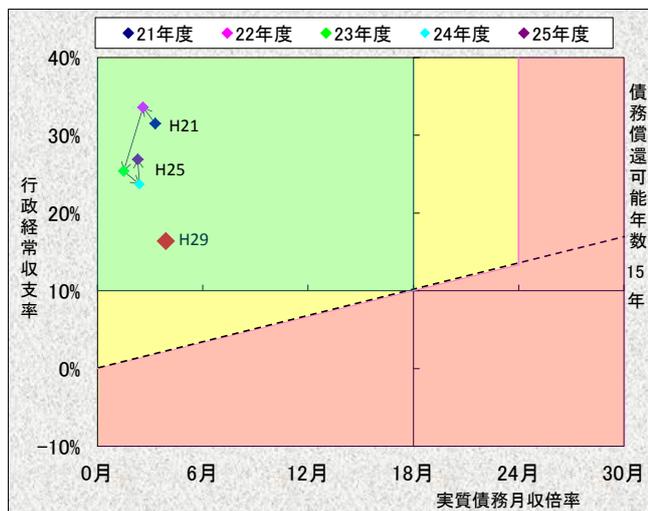
<人口構成の推移>

(単位:人)

	総人口	年齢別人口構成				産業別人口構成							
		年少人口 (15歳未満)	構成比	生産年齢人口 (15歳~64歳)	構成比	老年人口 (65歳以上)	構成比	第一次産業 就業人口	構成比	第二次産業 就業人口	構成比	第三次産業 就業人口	構成比
12年国調	7,221	1,166	16.1%	4,089	56.6%	1,966	27.2%	1,051	25.4%	1,536	37.1%	1,556	37.5%
17年国調	7,068	1,081	15.3%	3,946	55.8%	2,041	28.9%	961	24.4%	1,354	34.3%	1,625	41.2%
22年国調	6,819	963	14.1%	3,796	55.7%	2,060	30.2%	844	22.3%	1,283	34.0%	1,650	43.7%
22年国調	全国		13.2%		63.8%		23.0%		4.2%		25.2%		70.6%
	長野県		13.8%		59.7%		26.5%		9.8%		29.5%		60.7%

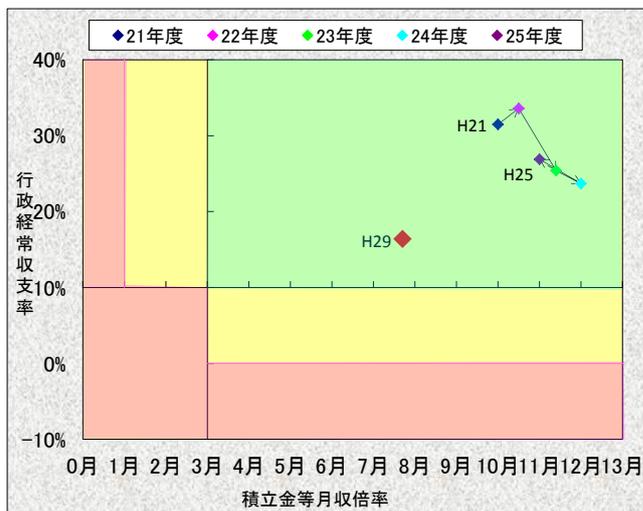
◆ヒアリング等の結果概要

【債務償還能力】



※収支計画最終年度を◆で表記している

【資金繰り状況】



[財務上の問題]

[要因分析]

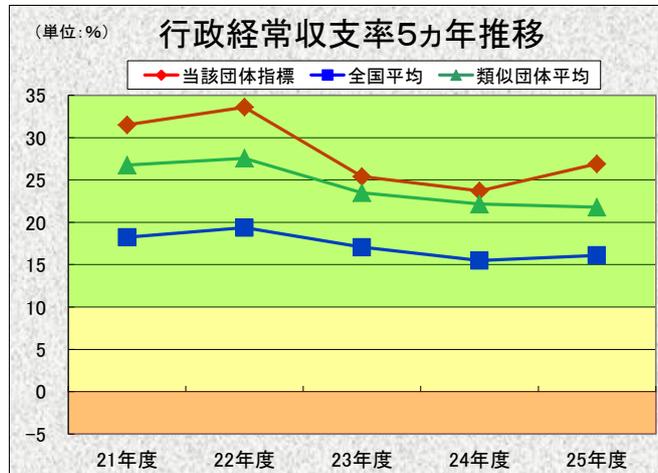
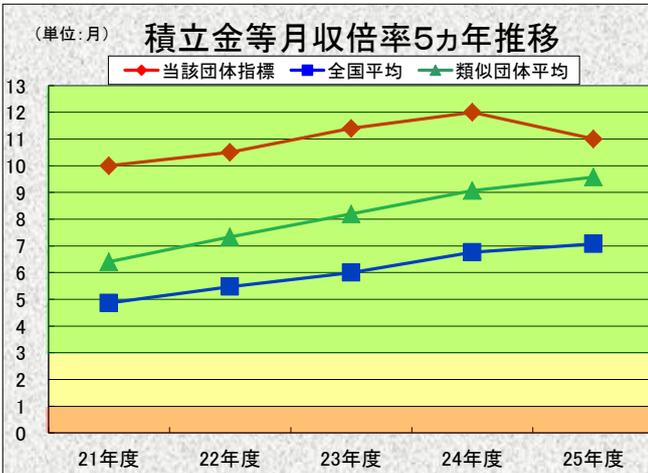
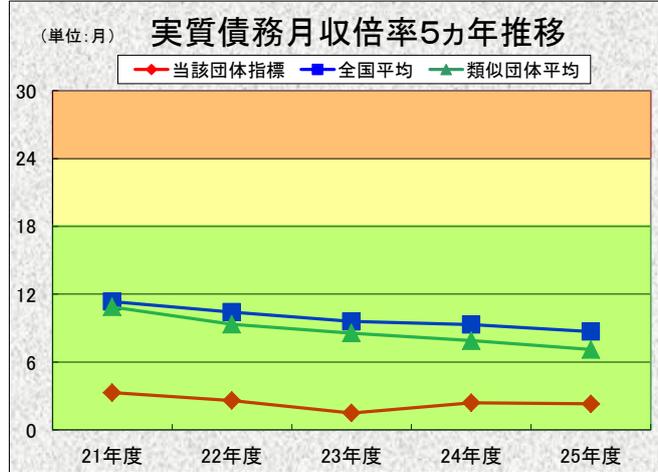
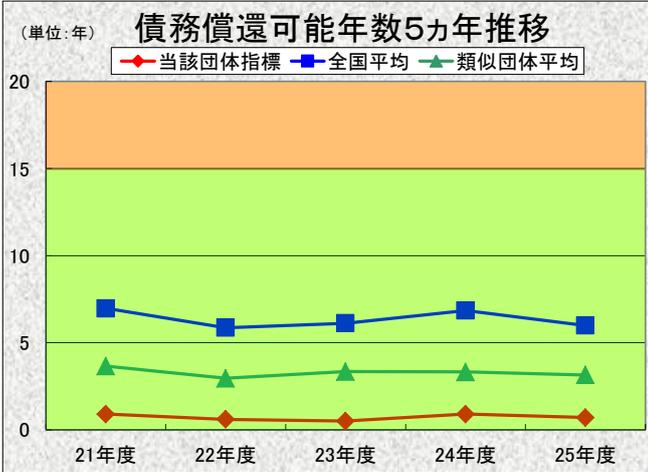
債務高水準		債務高水準	積立低水準	収支低水準	
積立低水準		建設債	建設投資目的の取崩し	地方税の減少	
収支低水準			債務負担行為に基づく支出予定額	資金繰り目的の取崩し	人件費・物件費の増加
該当なし	○	実質的な債務	公営企業会計等の資金不足額	その他	扶助費の増加
			土地開発公社に係る普通会計の負担見込額		補助費等・繰出金の増加
			第三セクター等に係る普通会計の負担見込額	その他	その他
			その他		
		その他			

◆財務指標の経年推移

<財務指標>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
債務償還可能年数	0.9年	0.6年	0.5年	0.9年	0.7年
実質債務月収倍率	3.3月	2.6月	1.5月	2.4月	2.3月
積立金等月収倍率	10.0月	10.5月	11.4月	12.0月	11.0月
行政経常収支率	31.5%	33.6%	25.4%	23.7%	26.9%

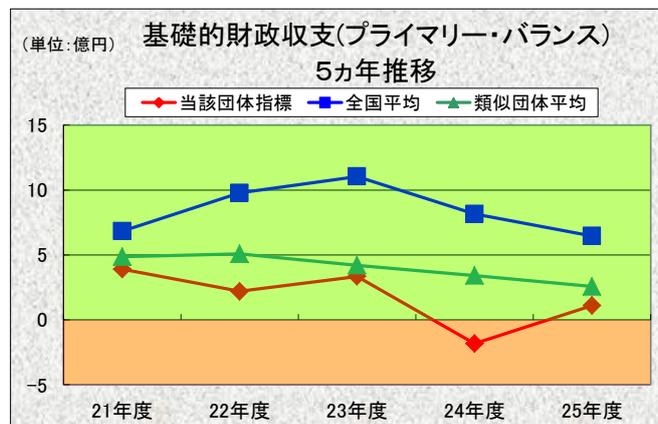
類似団体区分	
町村Ⅱ-O	
類似団体 平均値	全国 平均値
3.1年	6.0年
7.1月	8.7月
9.6月	7.1月
21.8%	16.1%



<参考指標>

(25年度)

健全化判断比率	団体値	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	-	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	-	20.00%	30.00%
実質公債費比率	5.5%	25.0%	35.0%
将来負担比率	-	350.0%	-



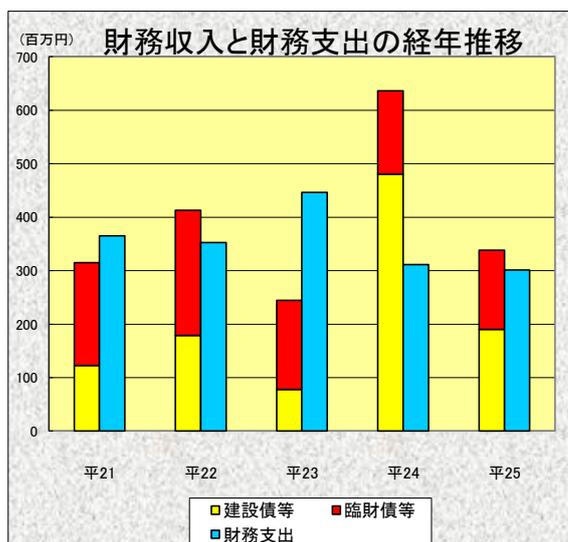
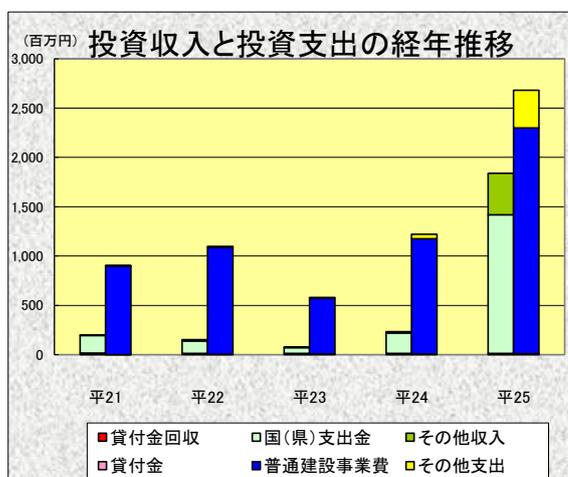
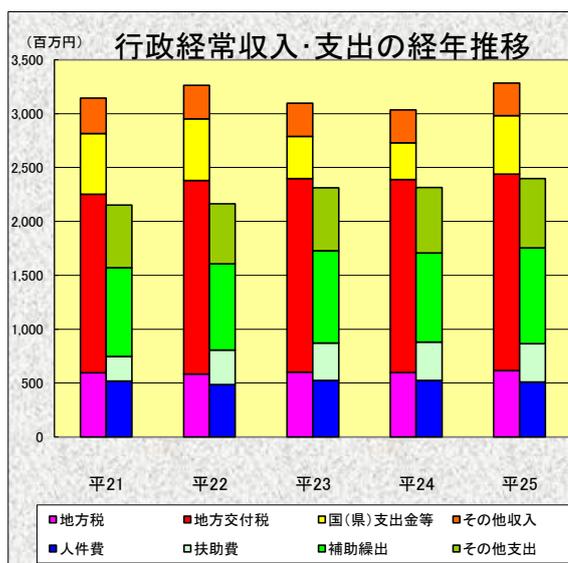
基礎的財政収支 = [歳入 - (地方債 + 繰越金 + 基金取崩)]
 - [歳出 - (公債費 + 基金積立※)]
 (※)基金積立には決算剰余金処分による積立額を含まない。

※1. 債務償還可能年数について、分子(実質債務)がマイナスとなる場合は「0.0年」、分母(行政経常収支)がマイナスとなる場合は「-」(分子・分母ともマイナスの場合は「0.0年」として表示している。
 ※2. 右上部表中の「類似団体平均値」及び「全国平均値」については、各団体の25年度計数を単純平均したものである。
 ※3. 上記グラフ中の「類似団体平均」の類似区分については、25年度の類似区分による。
 ※4. 平均値の算出において、債務償還可能年数と実質債務月収倍率における分子(実質債務)がマイナスの場合には「0(年・月)」として単純平均している。

◆行政キャッシュフロー計算書

(百万円)

	平21	平22	平23	平24	平25
■行政活動の部■					
地方税	597	583	602	600	616
地方譲与税・交付金	164	161	156	148	147
地方交付税	1,656	1,798	1,795	1,788	1,823
国(県)支出金等	563	571	391	341	542
分担金及び負担金・寄附金	8	11	11	12	14
使用料・手数料	103	105	109	107	110
事業等収入	52	33	34	38	32
行政経常収入	3,143	3,262	3,098	3,034	3,284
人件費	518	485	525	526	509
物件費	480	452	477	498	523
維持補修費	52	59	60	66	80
扶助費	229	322	347	355	356
補助費等	384	371	408	384	439
繰出金(建設費以外)	440	429	446	443	450
支払利息 (うち一時借入金利息)	50 -	48 -	48 -	43 -	42 -
行政経常支出	2,153	2,165	2,312	2,315	2,398
行政経常収支	991	1,097	786	719	885
特別収入	177	43	38	55	41
特別支出	124	25	33	13	17
行政収支(A)	1,044	1,115	790	761	909
■投資活動の部■					
国(県)支出金	178	126	57	209	1,404
分担金及び負担金・寄附金	8	6	7	10	12
財産売却収入	0	8	1	0	-
貸付金回収	15	13	13	12	13
基金取崩	-	-	-	-	411
投資収入	201	153	78	232	1,841
普通建設事業費	898	1,084	567	1,169	2,288
繰出金(建設費)	-	6	7	43	82
投資及び出資金	-	-	-	-	-
貸付金	0	2	5	6	10
基金積立	6	4	2	3	302
投資支出	905	1,096	581	1,220	2,682
投資収支	▲ 704	▲ 944	▲ 503	▲ 988	▲ 841
■財務活動の部■					
地方債 (うち臨財債等)	315 (192)	413 (234)	245 (167)	637 (156)	338 (148)
翌年度繰上充用金	-	-	-	-	-
財務収入	315	413	245	637	338
元金償還額 (うち臨財債等)	365 (63)	352 (71)	446 (79)	311 (87)	301 (98)
前年度繰上充用金	-	-	-	-	-
財務支出(B)	365	352	446	311	301
財務収支	▲ 50	60	▲ 202	325	37
収支合計	291	232	85	99	105
償還後行政収支(A-B)	679	763	344	450	608
■参考■					
実質債務 (うち地方債現在高)	876 (3,464)	699 (3,524)	390 (3,322)	615 (3,648)	657 (3,684)
積立金等残高	2,611	2,845	2,932	3,033	3,028



(注) 棒グラフの左が収入を表し、右が支出を表している。

◆ヒアリングを踏まえた総合評価

◎債務償還能力について

○留意すべき状況にはないと考えられる。

ストック面において、実質債務月収倍率が18.0月未満であり低いことから問題はないと考えられる。また、フロー面においても、行政経常収支率が10.0%以上であり高いことから問題はないと考えられるため、債務償還能力に留意すべき状況にはないと考えられる。

〔債務償還能力は、債務償還可能年数及び債務償還可能年数を構成する実質債務月収倍率と行政経常収支率を利用して、ストック面（償還すべき債務の大きさ）及びフロー面（償還原資の獲得状況）の両面から分析したものである。〕

【財務指標】

実質債務月収倍率	2.3月
行政経常収支率	26.9%
債務償還可能年数	0.7年

◎資金繰り状況について

○留意すべき状況にはないと考えられる。

ストック面において、積立金等月収倍率が3.0月以上であり高いことから問題はないと考えられる。また、フロー面においても、行政経常収支率が10.0%以上であり高いことから問題はないと考えられるため、資金繰り状況に留意すべき状況にはないと考えられる。

〔資金繰り状況は、積立金等月収倍率と行政経常収支率を利用して、ストック面（資金繰り余力としての積立金等の大きさ）及びフロー面（経常的な収支）の両面から分析したものである。〕

【財務指標】

積立金等月収倍率	11.0月
行政経常収支率	26.9%

《 参考 》

1 財務上の問題把握の診断基準

財務上の問題	定義
債務高水準	① 実質債務月収倍率24ヶ月以上 ② 実質債務月収倍率18ヶ月以上かつ債務償還可能年数15年以上
積立低水準	① 積立金等月収倍率1ヶ月未満 ② 積立金等月収倍率3ヶ月未満かつ行政経常収支率10%未満
収支低水準	① 行政経常収支率0%以下 ② 行政経常収支率10%未満かつ債務償還可能年数15年以上

2 財務指標の算式

- ・債務償還可能年数 = 実質債務 ÷ 行政経常収支
 - ・実質債務月収倍率 = 実質債務 ÷ (行政経常収入 ÷ 12)
 - ・積立金等月収倍率 = 積立金等 ÷ (行政経常収入 ÷ 12)
 - ・行政経常収支率 = 行政経常収支 ÷ 行政経常収入
- ※ 実質債務 = 地方債現在高 + 有利子負債相当額 - 積立金等
- 積立金等 = 現金預金 + その他特定目的基金
- 現金預金 = 歳計現金 + 財政調整基金 + 減債基金

※ 債務償還能力及び資金繰り状況について、以下のとおり計数補正を行っている。

■ 補正科目

・ 定額給付金の補正について

(補正理由)

一過性の定額給付金に係る収入及び支出が計上されているため。

【百万円】

科目	年度	金額	年度	金額	補正内容
国(県)支出金等	平成21年度	113	-	-	減額補正
補助費等	平成21年度	113	-	-	減額補正

・ 震災復興特別交付税の補正について

(補正理由)

震災復興特別交付税及びそれが充当された復旧・復興事業経費が行政経常収入及び行政経常支出に計上されているため。

【百万円】

科目	年度	金額	年度	金額	年度	金額	補正内容
地方交付税	平成23年度	0	平成24年度	28	平成25年度	0	減額補正
人件費	平成23年度	4	-	-	-	-	減額補正

■ 財務指標(補正前→補正後)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
債務償還可能年数	0.9 年	0.6 年	0.5 年	0.8→0.9 年	0.7 年
実質債務月収倍率	3.2→3.3 月	2.6 月	1.5 月	2.4 月	2.3 月
積立金等月収倍率	9.6→10.0 月	10.5 月	11.4 月	11.9→12.0 月	11.0 月
行政経常収支率	30.4→31.5 %	33.6 %	25.2→25.4 %	24.4→23.7 %	26.9 %

(注) 計数補正の結果、診断指標に変更があった場合は→で表示。

◎財務の健全性等に関する事項

【今後の見通し】

1 収支計画策定の有無及び計画名

事業実施計画に基づく財政シミュレーション(平成27年度策定、計画期間:平成27～29年度)

2 収支計画に基づく今後の見通し

○債務償還能力

計画では、ストック面(償還すべき債務の大きさ)及びフロー面(償還原資の獲得状況)に問題はないと考えられるため、債務償還能力に留意すべき状況にはないと考えられる。

【財務指標の見通し】

	診断年度(平成25年度)	最終年度(29年度)	見通し
実質債務月収倍率	2.3月	3.9月	上昇
行政経常収支率	26.9%	16.4%	低下
債務償還可能年数	0.7年	2.0年	長期化

(1)ストック面(償還すべき債務の大きさ)

実質債務は増加する見通しであるものの、実質債務月収倍率は18.0月未満となる見通しであり低いことから、問題はないと考えられる。

<実質債務の増加要因>

地方債現在高及び積立金等残高はともに減少する見通しであるものの、地方債現在高の減少幅が積立金等残高の減少幅を下回る見通しであることから、実質債務は増加する見通しである。

・地方債現在高は、大型事業実施の際には補助事業を活用し、地方債の発行を償還額の範囲内に抑制する方針であることから、減少する見通しである。

・積立金等残高は、学校給食共同調理場整備事業等の大型事業実施に伴いその他特定目的基金を取り崩すこと等から、減少する見通しである。

(2)フロー面(償還原資の獲得状況)

行政経常収支は減少する見通しであるものの、行政経常収支率は10.0%以上となる見通しであり高いことから、問題はないと考えられる。

<行政経常収支の減少要因>

行政経常収入は減少し、行政経常支出は増加する見通しであることから、行政経常収支は減少する見通しである。

・収入面では、ふるさと納税の増加に伴い寄附金は増加するものの、村民税の増加等に伴う基準財政収入額の増加による地方交付税の減少や地域の元気臨時交付金の減少による国(県)支出金等の減少が見込まれることから、行政経常収入は減少する見通しである。

・支出面では、職員給のベースアップ等による人件費の増加や子育て支援及び定住対策としての補助、助成事業を実施することにより補助費等の増加が見込まれることから、行政経常支出は増加する見通しである。

○資金繰り状況

計画では、ストック面(資金繰り余力としての積立金等の大きさ)及びフロー面(経常的な収支)に問題はないと考えられるため、資金繰り状況に留意すべき状況にはないと考えられる。

【財務指標の見通し】

	診断年度(平成25年度)	最終年度(29年度)	見通し
積立金等月収倍率	11.0月	7.7月	低下
行政経常収支率	26.9%	16.4%	低下

(1)ストック面(資金繰り余力としての積立金等の大きさ)

積立金等残高は減少する見通しであるものの、積立金等月収倍率は3.0月以上となる見通しであり高いことから、問題はないと考えられる。

<積立金等残高の減少要因>

(上述のとおり)

(2)フロー面(経常的な収支)

行政経常収支は減少する見通しであるものの、行政経常収支率は10.0%以上となる見通しであり高いことから、問題はないと考えられる。

<行政経常収支の減少要因>

(上述のとおり)

【その他の留意点等】

1 下水道事業に対する繰出金について

平成25年度繰出比率(繰出金合計÷行政経常収入):6.5%

(要因等)

繰出比率が高い水準にあるが、これは、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業に対する繰出金が要因と考えられる。

平成25年度末の下水道事業の整備率は97.9%と高い水準にあるが、使用料単価が低く、建設投資に見合う収入の確保が難しい状況にある。

特に、平成25年度は、農業集落排水事業における処理場機能強化事業等の実施に伴う建設改良のための繰出金が増加したことから、前年度に引き続き繰出比率が6.0%を上回った。

(今後の見通し)

処理場機能強化等の事業実施に伴う起債のため元利償還金は増加するものの、建設費はそれを上回って減少することから、繰出金はやや減少する見込みである。

なお、ヒアリングによれば、収支計画には反映されていない豊丘浄化センター長寿命化事業(特定環境保全公共下水道事業)実施に伴う支出が予定されており、また、平成28年度に特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の使用料についての改定が検討されている。このため、これらの動向が繰出金の増減に影響を与える可能性がある。

【特徴的な取組み】

1 ふるさと納税

平成26年度にふるさと納税専門のインターネットサイトで寄附を申し込めるようにした。同年6月にクレジットカード決済を導入し寄附手順をワンストップとし、サイト内の情報を魅力あるものに改善した結果、平成26年度の寄附金は平成25年度と比較して約51倍(401百万円)となった。なお、今後も同程度の寄附金を見込んでいるものの、返礼品は地元産の果物を中心としており、その量に限度があることから、平成26年度のような大幅な増加は見込まれない。

寄附金額から返礼品代を差し引いた約3分の2は下記のような地域活性化に係る事業に使用している。

ふるさと納税を活用した平成27年度の地域活性化事業

- ・りんごっこ公園拡充事業
- ・自主防災組織推進事業
- ・螢の飛び交う水路改修事業

2 定住促進

定住人口増を目的に以下の取組みを行い、その結果、近隣団体や都心部からの移住があり、平成26年度は30人の社会増となった。また、「子ども子育て支援豊丘村行動計画(平成27～31年度)」を策定し、更なる子育て支援策の充実を図り、定住促進を図っている。

- ・賃貸住宅の整備…平成18～26年度に村営の戸建住宅を39戸建設し、子育て世代に貸出
- ・住宅団地の造成…平成26年度に13区画造成
- ・定住促進のための住宅用地取得・住宅新築等助成金…平成18年10月から住宅用地取得者を対象に補助を実施し、平成24年度からは対象範囲を新築・増築等した者にも拡大
- ・若い世代の住宅取得補助金…平成27年度から子育て世代(49歳以下)の住宅取得者を対象に、上記助成金に加算して補助を実施

1. 地方公共団体の財務状況把握

財務状況把握は、財政融資資金の貸し手として、償還確実性を確認する観点から、債務償還能力及び資金繰り状況を把握するものです。

2. 債務償還能力

債務償還能力については、実質債務が大きくても償還原資が充実していれば、債務償還能力には問題がない、あるいは、償還原資が小さくても実質債務が小さければ、債務償還能力には問題がないと考えられます。

よって、債務償還能力は、債務償還可能年数と、この債務償還可能年数を分解した実質債務月収倍率及び行政経常収支率とを利用して把握します。

注：実質債務とは

実質債務とは、地方債現在高に有利子負債相当額を加算し、積立金等を控除したものです。

また、有利子負債相当額は、翌年度繰上充用金に健全化判断比率及び資金不足比率等に関する算定様式上の債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額、公営企業会計等の資金不足額、土地開発公社に係る普通会計の負担見込額及び第三セクター等に係る普通会計の負担見込額を加算したものです。

ただし、平成18年度までは、翌年度繰上充用金と決算統計上の債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の合計額としています（以下同様）。

3. 資金繰り状況

資金繰り状況については、積立が少なくても行政経常収支の黒字が多ければ資金繰りは問題がない、あるいは、行政経常収支の黒字が少ない場合でも積立が潤沢であれば資金繰りは問題ないと考えられます。

よって、資金繰りリスクは、行政経常収支率と積立金等月収倍率を利用して把握します。

4. 行政キャッシュフロー計算書

財務状況把握では、債務償還能力及び資金繰り状況を把握するため、現金の流れを捉える行政キャッシュフロー計算書を作成しています。

行政キャッシュフロー計算は、決算統計等のデータに基づき地方公共団体の一会計年度における収入・支出を「行政活動」、「投資活動」、「財務活動」の区分ごとに表示したものであり、債務償還可能年数や実質債務月収倍率、行政経常収支率など企業会計の財務分析手法を応用した指標が容易に算定できるメリットがあります。

なお、当該財務指標は決算統計等に基づく行政キャッシュフロー計算書を利用して統一的手法により算定されることから、ヒアリングを踏まえて、行政キャッシュフロー計算書の科目を実態に合わせて補正することがあります。

決算統計と行政キャッシュフロー計算書の関係は、「別表」のとおりです。

5. 行政キャッシュフロー計算書を利用して算定する財務指標

① 債務償還可能年数

債務償還可能年数は、債務償還能力を表す指標であり、債務が償還原資となる行政経常収支（キャッシュフロー）の何年分あるのかを示したものです。

また、債務償還可能年数が短いほど債務償還能力は高く、債務償還可能年数が長いほど債務償還能力が低いといえます。

（参考1）債務償還可能年数の算式

$$\begin{aligned} \text{債務償還可能年数} &= \text{実質債務} / \text{行政経常収支} \\ &= (\text{実質債務月収倍率} / 12) / \text{行政経常収支率} \end{aligned}$$

（参考2）実質債務

$$\text{実質債務} = \text{地方債現在高} + \text{有利子負債相当額}^{\ast 1} - \text{積立金等}^{\ast 2}$$

※1 有利子負債相当額 = 翌年度繰上充用金 + 債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額 + 公営企業会計等の資金不足額 + 土地開発公社に係る普通会計の負担見込額 + 第三セクター等に係る普通会計の負担見込額

※2 積立金等 = 現金預金（歳計現金 + 財政調整基金 + 減債基金） + その他特定目的基金

② 実質債務月収倍率

実質債務月収倍率は、実質債務の大きさを表す指標であり、実質債務が行政経常収入の一月分の何倍（何ヶ月分）に相当するかを示したものです。

また、実質債務月収倍率が高いほど、行政経常収入に比べた実質債務が大きいといえます。

なお、実質債務は、地方債現在高に、有利子負債相当額（将来、普通会計が負担することが確実、あるいは、その蓋然性が高いことから実質的に有利子負債とみなされるもの）を加算し、積立金等を控除したものです。

（参考）実質債務月収倍率の算式

$$\text{実質債務月収倍率} = \text{実質債務} / (\text{行政経常収入} / 12)$$

③ 積立金等月収倍率

積立金等月収倍率は、現金預金等の積立金等が行政経常収入の一月分の何倍（何ヶ月分）あるかを表す指標であり、資金繰りに係るリスクに備えどれだけの厚みをもって資金が積み立てられているかという耐久余力を示したものです。

（参考）積立金等月収倍率の算式

$$\text{積立金等月収倍率} = \text{積立金等} / (\text{行政経常収入} / 12)$$

④ 行政経常収支率

行政経常収支率は、行政経常収入に対する行政経常収支の割合です。

具体的には、行政経常収入からどの程度の償還原資を生み出しているかという

償還原資の獲得能力や、経常的な収入で経常的な支出を賄えているかという経常的な資金繰り状況を示したものです。

(参考) 行政経常収支率の算式

$$\text{行政経常収支率} = \text{行政経常収支} / \text{行政経常収入}$$

6. 財務指標の基準について

財務状況把握では、財務上の問題を把握するために、統計的手法を用いて類型化し、基準値を定めています。なお、基準に該当したことをもって、必ずしも常に財務上の問題があるとは言えず、また、該当しなかったことをもって財務上の問題が全くないことを表しているものではないことに留意する必要があります。

なお、系統ごとの基準値の考え方は、以下のとおりです。

系 統	問 題	定 義
債務系統	債務高水準	① 実質債務月収倍率 24.0 月以上 ② 実質債務月収倍率 18.0 月以上 かつ債務償還可能年数 15.0 年以上
積立系統	積立低水準	① 積立金等月収倍率 1.0 月未満 ② 積立金等月収倍率 3.0 月未満 かつ行政経常収支率 10.0% 未満
収支系統	収支低水準	① 行政経常収支率 0.0% 以下 ② 行政経常収支率 10.0% 未満 かつ債務償還可能年数 15.0 年以上

7. 類似団体平均値

類似団体平均値は、行政権能の相違を踏まえつつ、人口及び産業構造により全国の市町村を 35 の類型（平成 25 年度決算の場合）に分類した類似団体について、各所属団体の計数を単純平均したものです。

具体的な類型区分は以下のとおりです。

市町村類型区分一覧

政令指定都市(1 類型)

該当団体数 20 団体

特別区(1 類型)

該当団体数 23 団体

中核市(1 類型)

該当団体数 42 団体

特例市(1 類型)

該当団体数 40 団体

都市		Ⅱ次、Ⅲ次 95%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 95%未満		計
		Ⅲ次 65%以上	Ⅲ次 65%未満	Ⅲ次 55%以上	Ⅲ次 55%未満	
		3	2	1	0	
50,000 人未満	I	7	12	172	62	253
50,000～100,000	Ⅱ	12	20	198	40	270
100,000～150,000	Ⅲ	8	-	88	11	107
150,000 人以上	Ⅳ	2	2	50	4	58
計		29	34	508	117	688

町村		Ⅱ次、Ⅲ次 80%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 80%未満	計
		Ⅲ次 55%以上	Ⅲ次 55%未満		
		2	1	0	
5,000 人未満	I	78	28	131	237
5,000～10,000	Ⅱ	91	40	111	242
10,000～15,000	Ⅲ	75	26	44	145
15,000～20,000	Ⅳ	82	24	30	136
20,000 人以上	V	138	22	9	169
計		464	140	325	929

(出典) 総務省 HP 類似団体別市町村財政指数表
(<http://www.soumu.go.jp/iken/ruiji/>)

別表

地方公共団体の決算統計と行政キャッシュフロー計算書の対応関係

決算統計				行政キャッシュフロー計算書		
科目名				部	科目名	
歳入						
地方税				行政収入	地方税	
地方譲与税				行政収入	地方譲与税・交付金	
利子割交付金				行政収入	地方譲与税・交付金	
配当割交付金				行政収入	地方譲与税・交付金	
株式等譲渡所得割交付金				行政収入	地方譲与税・交付金	
地方消費税交付金				行政収入	地方譲与税・交付金	
ゴルフ場利用税交付金				行政収入	地方譲与税・交付金	
特別地方消費税交付金				行政収入	地方譲与税・交付金	
軽油引取税・自動車取得税交付金				行政収入	地方譲与税・交付金	
地方特例交付金等				行政収入	地方譲与税・交付金	
地方交付税・特別区財政調整交付金				行政収入	地方交付税	
交通安全対策特別交付金				行政収入	国（県）支出金等	
分担金及び負担金				投資収入	分担金及び負担金・寄附金	
普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源				行政収入	分担金及び負担金・寄附金	
その他				行政収入	分担金及び負担金・寄附金	
使用料				行政収入	使用料・手数料	
手数料				行政収入	使用料・手数料	
国庫支出金				投資収入	国（県）支出金	
普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源				行政収入	行政特別収入	
災害復旧事業費の特定財源				行政収入	行政特別収入	
失業対策事業費の特定財源				行政収入	行政特別収入	
その他				行政収入	国（県）支出金等	
国有提供施設等所在市町村助成交付金				行政収入	国（県）支出金等	
都道府県支出金				投資収入	国（県）支出金	
普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源				行政収入	行政特別収入	
災害復旧事業費の特定財源				行政収入	行政特別収入	
失業対策事業費の特定財源				行政収入	行政特別収入	
その他				行政収入	国（県）支出金等	
財産収入				行政収入	事業等収入	
財産運用収入				投資収入	財産売払収入	
財産売払収入				投資収入	財産売払収入	
寄附金				行政収入	分担金及び負担金・寄附金	
普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源				行政収入	分担金及び負担金・寄附金	
その他				投資収入	基金取崩	
繰入金				投資収入	基金取崩	
公営企業（法非適）等				行政収入	基金取崩	
基金				投資収入	基金取崩	
基金からの借入金の繰入				行政収入	行政特別収入	
その他繰入（※3）				行政収入	行政特別収入	
積立基金				投資収入	基金取崩	
財政調整基金（※1）				投資収入	基金取崩	
減債基金（※1）				投資収入	基金取崩	
その他特定目的基金				投資収入	基金取崩	
定額運用基金				行政収入	行政特別収入	
その他				行政収入	行政特別収入	
公営企業（法適）等				行政収入	行政特別収入	
繰越金（※2）						
諸収入						
収益事業収入				行政収入	事業等収入	
各種貸付金				投資収入	貸付金回収	
回収元金				行政収入	事業等収入	
元利収入				行政収入	事業等収入	
その他				行政収入	事業等収入	
その他				行政収入	行政特別収入	
経常的なもの				行政収入	行政特別収入	
臨時的なもの				財務収入	地方債	
地方債						
歳出						
人件費				行政支出	人件費	
物件費				行政支出	物件費	
維持補修費				行政支出	維持補修費	
扶助費				行政支出	扶助費	
補助費等				行政支出	補助費等	
普通建設事業費				投資支出	普通建設事業費	
災害復旧事業費				行政支出	行政特別支出	
失業対策事業費				行政支出	行政特別支出	
公債費				財務支出	元金償還額	
元利償還額				行政支出	支払利息	
元金				行政支出	支払利息	
利子				行政支出	支払利息	
一時借入金利子				行政支出	支払利息	
積立金				投資支出	基金積立	
財政調整基金（※1）				投資支出	基金積立	
減債基金（※1）				投資支出	基金積立	
その他特定目的基金				投資支出	基金積立	
投資及び出資金				投資支出	投資及び出資金	
貸付金				投資支出	貸付金	
繰出金				投資支出	基金積立	
基金				投資支出	基金積立	
定額運用基金				投資支出	基金積立	
その他				投資支出	基金積立	
建設費操出				投資支出	繰出金（建設費）	
その他				行政支出	繰出金（建設費以外）	
前年度繰上充用金				財務支出	前年度繰上充用金	
その他						
基金						
取崩し額（※3）				投資支出	基金積立	
歳計剰余金処分				行政収入・支出	行政特別収入・支出	
調整額				行政収入・支出	行政特別収入・支出	
積立基金				行政収入・支出	行政特別収入・支出	
積立基金				行政収入・支出	行政特別収入・支出	
財政調整基金				行政収入・支出	行政特別収入・支出	
減債基金				行政収入・支出	行政特別収入・支出	
翌年度繰上充用金				財務収入	翌年度繰上充用金	

※1 現金預金の内訳項目間の振替であるため、行政キャッシュフロー計算書の収入支出には現れない。
 ※2 現金預金（歳計現金）の期首残高であるため、行政キャッシュフロー計算書の収入支出には現れない。
 ※3 差額を行政特別収入として計上する。